

証券コード 1971

平成28年6月8日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋富沢町11番12号

中央ビルト工業株式会社

代表取締役社長 安 孫 子 雷 太

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月23日(木)午後5時30分までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋富沢町11番12号
サンライズビル 3階コンベンションホール
（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）

3. 目的事項
報告事項 第65期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以 上

-
- ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・ 当日は軽装（クールビズスタイル）にて実施いたしますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
 - ・ 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.chuo-build.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月 1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や金融政策の下支えにより、企業収益が好調を維持し雇用環境の改善や設備投資の増加が見られる等緩やかな回復基調となりましたが、一方では海外経済の減速、為替、原材料価格の変動リスクを抱え、先行き不透明な状況が続きました。

当社事業のよって立つ建設業界では、民間工事で製造業を中心に設備投資が増加し、住宅投資にも持ち直しが見られたものの官公庁工事では減少傾向が続いたこともあり、業界全体の受注高は前年をやや下回る水準で推移いたしました。また、工事従事者の不足による工事工程遅れ等の問題があり依然として厳しい状況が続いております。

住宅業界においては、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動の影響からの持ち直しが続いてきたものの、杭工事データ偽装問題もあり新設住宅着工戸数は前年比約3%増と微増となりました。また、住宅以外では自然環境等の問題を背景として太陽光発電、風力発電、地熱発電などの再生可能エネルギーが大きく取り扱われる年となりました。

このような経済環境におきまして、当社業績は期首に設定した事業計画との対比では売上高は未達、利益は達成いたしました。部門別に見ますと仮設機材部門では販売は前期比増収となりましたが賃貸は前期比減収となりました。金属加工部門は前期比増収となりましたが新規案件の製造コストが計画より増加したこと等により利益は期初事業計画比で未達となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は売上高85億6千8百万円（前期比2.9%増）となり、損益面では貸与資産の減価償却費の増加等により経常利益4億7千9百万円（前期比22.3%減）、当期純利益2億8千4百万円（前期比21.8%減）となりました。

来期につきましては、2020年の東京オリンピック・パラリンピック関連の需要増等々を背景に経営環境は当期を上回る状況が見込まれます。全社員が個々の能力向上を図るとともに其々の職責を全うすべく責任感を持って業務に邁進し、一層の事業拡大と収益の増大に全力を挙げていく所存であります。株主の皆様におかれましては一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

部門別の状況は以下の通りであります。

仮設機材事業

仮設機材事業につきましては民間工事を中心に工事案件はあったものの現場着工遅れの影響により秋口以降は特に厳しい商内環境となり、全体としての受注状況は低調に推移いたしました。

部門別に見ますと販売部門は主力の「アルミスカイガード」が出荷数約12万枚/年と伸び悩みましたが、「幅木」につきましては出荷数約38万枚/年（前期比50%増）と大きく伸びました。また、クサビ緊結式足場の「スカイウェッジ427」も管理コストの軽減や当社保有の賃貸品と併用できるといったメリットを活かし、直需要家への受注等もあり今後も期待の持てる商品になっております。販売部門としてはこれらの商品だけではなく既存製品である手摺等の安全機材を中心に受注も伸び、売上高31億8千6百万円（前期比3.3%増）と増収になりました。

賃貸部門につきましては建設現場における工事従事者の不足による工事着工の遅れが発生しレンタル需要においても機材稼働率の低下、それに伴い一旦下げ止まったリース価格も一段と下げ基調となり、売上高27億6千5百万円（前期比4.0%減）と減収になりました。

金属加工事業

当事業年度の金属加工部門につきましては、主要客先である旭化成ホームズ株式会社向けの3階建て住宅鉄骨の受注棟数が順調に推移した事と高速道路用吊り足場等のOEM製造、アパート鉄骨製造等が前年を上回る受注となり、売上高は26億1千6百万円（前期比10.7%増）と増収となりました。しかしながら利益面では新規案件等にかかる経費コスト等が利幅を圧迫し想定する利益を確保出来なかった問題が残りました。来期はその点の改善に注力し事業計画達成に努めたいと思います。

事業区分	第64期 (平成27年3月期)		第65期 (平成28年3月期)		前期比	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	増減率 (%)
仮設機材販売	3,085	37.0	3,186	37.2	100	3.3
仮設機材賃貸	2,879	34.6	2,765	32.3	△113	△4.0
金属加工事業	2,362	28.4	2,616	30.5	254	10.7
合計	8,327	100.0	8,568	100.0	240	2.9

②設備投資等の状況

当事業年度においては、賃貸部門での新規機材投資 4 億 5 千 9 百万円、及び、仮設機材部門の製造設備更新等 1 億 3 千 7 百万円、合計 5 億 9 千 6 百万円の設備投資を行いました。

③資金調達状況

該当事項はありません。

④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	平成24年度 第62期	平成25年度 第63期	平成26年度 第64期	平成27年度 (当事業年度) 第65期
売上高(百万円)	7,309	6,946	8,327	8,568
経常利益(百万円)	403	520	617	479
当期純利益(百万円)	322	293	364	284
1株当たり当期純利益(円)	15.72	14.36	17.79	13.92
総資産(百万円)	7,967	8,384	9,903	9,440
純資産(百万円)	2,606	2,858	3,168	3,390
1株当たり純資産額(円)	127.20	139.64	154.89	165.83

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③その他

重要な業務提携の状況

相手先	契約内容
ア ル イ ン コ 株 式 会 社	製品の生産・販売・レンタル並びに技術開発に関する業務提携

(4) 対処すべき課題

今後の日本経済につきましては、海外経済の減速、為替、原材料価格の変動リスク等先行き不透明な面はありますが当社が依存する建設業界では2020年の東京オリンピック・パラリンピックへ向けてのインフラ関連の整備需要が一層見込まれるなど基本的には好調が継続するものと思われれます。そういった状況下、中期3ヶ年計画を策定し、事業の規模拡大と収益の増大に邁進してまいります。その為に従来からの重点指標を引き続きの目標とし、これを改善実現すべく下記事項に注力いたす所存であります。

①新規事業開発並びに新商品開発

仮設機材事業は今まで以上に注力いたしますが、新規事業開発・新商品開発の推進は当社にとって最重要の課題と認識します。については組織の

変更特に人的強化を図り、マーケットニーズに合った新商品開発のスピードアップに取り組みます。

②金属加工事業部の商内方針

従来取扱高増に重点を置いていた結果、収益面が非常に悪かったことに鑑み、商内推進方針を採算重視に変更の上収益確保に努力してまいります。

③財務体質の強化を目指す

不稼働資産の処分と将来を見据えた積極的投資により資産の効率化を図ります。また、各部門において生産性の向上と利益率改善により有利子負債の圧縮を進め結果として自己資本比率の改善を図り財務体質を強化してまいります。

④内部統制及び法令遵守の強化

社会において事業活動を行っていく上で法令遵守を徹底します。全社員に対し守るべきルールについて事例等を活用して教育を継続して行い理解の深耕に努め、コンプライアンスの強化に取り組んでまいります。

⑤人材育成

事業計画通りに業績を上げ各人の職責を果たす為には従来通りの仕事の仕方を踏襲するのではなく其々がよく考えて業務に取り組むことが肝要であり、その為に必要な社員教育は永遠の取り組むべき問題として継続実行いたします。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

①土木・建築用仮設機材の製造、販売並びに賃貸

②各種省力化型枠工法の設計、施工並びに関連部材の製造、販売及び賃貸

③住宅用鉄骨部材の加工及び販売

平成13年3月8日 登録番号0883号

J I S Q9001 : 2008/

I S O 9001 : 2008

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

本 社 東京都中央区日本橋富沢町11番12号

支 店 東北（宮城県）、中部（愛知県）、関西（大阪府）
九州（福岡県）

営 業 所 札幌（北海道）、北陸（石川県）、広島

工 場 千葉、名古屋（愛知県）

機材センター 札幌（北海道）、仙台（宮城県）、千葉、厚木（神奈川県）
名古屋（愛知県）、関西（京都府）、広島、福岡
北九州（福岡県）

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
68名(46名)	+2名(+6名)	44.5歳	14.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社みずほ銀行	757
株式会社東京都民銀行	664
三井住友信託銀行株式会社	514
株式会社千葉銀行	506
株式会社りそな銀行	400
株式会社新生銀行	350
株式会社常陽銀行	250
株式会社商工組合中央金庫	157
株式会社百十四銀行	150

(注) 金額表示は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 20,687,400株
- (3) 株主数 2,927名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ア ル イ ン コ 株 式 会 社	6,819千株	33.4%
日 鐵 住 金 建 材 株 式 会 社	965	4.7
大 日 メ タ ッ ク ス 株 式 会 社	350	1.7
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	341	1.7
村 山 信 也	265	1.3
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	259	1.3
遠 藤 晶 久	258	1.3
丸 藤 シ ー ト パ イ ル 株 式 会 社	250	1.2
株 式 会 社 S B I 証 券	243	1.2
廣 田 証 券 株 式 会 社	192	0.9

- (注) 1. 当社は、自己株式を244,861株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第2位を四捨五入して表示しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年3月31日現在）
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状 況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	西 本 安 秀	CEO
代表取締役社長	安孫子 雷 太	COO 兼 金属加工事業本部長
取 締 役	林 茂 雄	製造本部長
取 締 役	庄 野 豊	機材営業本部長 兼 東京支店長
取 締 役	齋 藤 健	技術商品開発本部長
取 締 役（社外）	川 上 義 広	アルインコ株式会社 総務部副部長
取 締 役（社外）	実 野 現	弁護士
常 勤 監 査 役	岡 田 一 馬	
監 査 役（社外）	岡 本 政 明	弁護士
監 査 役（社外）	折 本 高 幸	アルインコ株式会社 常勤監査役

- (注) 1. 監査役岡田一馬氏は、長年当社の経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 監査役折本高幸氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当事業年度中の取締役の地位・担当の異動は次の通りであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
安孫子 雷 太	代表取締役社長 兼 C O O 兼 開発営業本部長	代表取締役社長 兼 C O O 兼 金属加工事業本部長	平成27年4月1日
林 茂 雄	取 締 役 技 術 ・ 製 造 本 部 長 兼 企 画 本 部 長	取 締 役 製 造 本 部 長	平成27年4月1日
庄 野 豊	取 締 役 機 材 営 業 本 部 長	取 締 役 機 材 営 業 本 部 長 兼 東 京 支 店 長	平成27年4月1日
齋 藤 健	取 締 役 機 材 営 業 副 本 部 長 兼 東 京 支 店 長	取 締 役 技 術 商 品 開 発 本 部 長	平成27年4月1日

4. 平成27年6月24日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって、取締役家塚昭年氏は辞任により退任いたしました。
5. 当社は、取締役実野現氏、監査役岡本政明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	6 (1)名	100 (1)百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	2 (1)	19 (2)
合 計	8	120

- (注) 1. 無報酬の社外取締役2名、及び無報酬の社外監査役1名を除いております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は平成20年6月27日開催の第57回定時株主総会において年額120百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は平成20年6月27日開催の第57回定時株主総会において年額24百万円以内と決議いただいております。
5. 上記の支給額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額32百万円(取締役5名に対し29百万円、監査役1名に対し2百万円)。
6. 金額表示は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役川上義広氏は、アルインコ株式会社 総務部副部長を兼務しております。なお、アルインコ株式会社は当社の大株主であります。

②当事業年度における主な活動状況

②-1. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（12回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役川上義広	10回	100%	—	—
取締役実野現	10	100	—	—
監査役岡本政明	12	100	12回	100%
監査役折本高幸	12	100	12	100

(注) 取締役川上義広氏、実野現氏は平成27年6月24日就任以降に開催された取締役会（10回開催）への出席状況を記載しております。

②-2. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役川上義広氏は、取締役会において、金融機関及び仮設機材メーカーにおける経験・見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・取締役実野現氏は、取締役会において、弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・監査役岡本政明氏は、取締役会において、弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、法令遵守状況等内部監査について、適宜、法律面からの発言を行っております。
- ・監査役折本高幸氏は、取締役会において、財務・会計的見地から公正な意見の表明を行っております。また、監査役会において、財務報告の適正性等内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査計画と実績との比較、監査時間及び報酬額の推移を確認した上で、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月24日の取締役会において、内部統制に関する基本方針について決議し、平成27年7月24日の取締役会において一部改正いたしました。その概要は、次の通りです。

1. 取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、高い企業倫理と社員倫理を保ち、社会人としての良識と責任をもって行動ができるように「コンプライアンス・プログラム」を導入し、「中央ビルト工業株式会社役職員行動規範」を定めている。また、その徹底を図るために、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施する。更に、法令上疑義ある行為について直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

②取締役の職務執行については原則として月1回開催される取締役会において報告され、法令遵守による業務執行の周知徹底を図るとともに、各取締役の業務執行状況について相互牽制機能が働く体制をとっている。適時開催されている役員会及び部店長会議の場でもトレース、チェックを行う体制を敷いている。また、監査役においてもその職責に基づき取締役及び使用人の職務執行に関する法令遵守を検証する体制をとっている。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」「情報システム管理基準」に基づき、適切且つ確実に検索が容易な状態で保存・管理するとともに、情報種別に応じて適切な保存期間を定め期間中は閲覧可能な状態を維持するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティに係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は社長を委員長とするリスク検討委員会を設置し定例的にリスクの検討・評価・対策等を管理、監督している。

②不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、原則として月1回の定例取締役会及び適時臨時取締役会を開催し、経営の基本方針並びに重要な業務執行を決定するとともに、取締役の業務執行状況の監督等を行うものとする。
 - ②取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めるものとする。
 - ③中期経営計画及び年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定するものとする。また、取締役及び各事業部門長により構成された部店長会議において、定期的に各事業部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を実施させるものとする。
5. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
 - ①監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。
 - ②当該使用人が他部署の使用人と兼務する場合は監査役に係る業務を優先して従事するものとする。
6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ①取締役及び使用人は会社の業務または業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または会社に損害を及ぼす事実を知った時は遅滞なく報告するものとする。なお、前記に拘らず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めることができるものとする。
 - ②監査役は、監査役会が策定した監査方針に従って、取締役会や経営会議などの重要な会議に出席し、意見具申や取締役の業務執行状況の監督を行うほか、稟議を始めとする重要書類の閲覧、本社各部門及び支店・営業所の業務監査を積極的に実施し、業務執行の適法性・妥当性に関するチェックを行い、取締役会・監査役会に監査結果につき報告を行うものとする。また会計監査人と情報交換に努め、連携して当社の監査の実効性を確保するものとする。

7. 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当該報告者に対し、報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨取締役及び使用人に周知徹底している。

8. 監査役職務の遂行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の遂行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

9. その他監査役監査が実効的に実施されるための体制

①代表取締役は、監査役と定期的な意見交換会を実施するとともに、常勤監査役へ適宜必要な情報を提供し、監査役との活発な意思の疎通を図っている。

②監査役職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士、税理士等の外部の専門家との連携を図ることのできる環境を整備している。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況について

内部統制システムの運用状況につきましては、基本方針及び年度監査計画に基づき内部監査室による整備及び運用状況のモニタリングを実施し、その内容については監査役に報告しております。内部統制システムの運用上見出された問題点等については、是正・改善状況並びに再発防止策への取り組み状況を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。また役職員行動規範を定め、取締役、監査役及び全ての従業員に対し周知徹底を図り、内部通報制度規程を定め業務に関する法令違反行為等を外部機関（弁護士）に通報する義務を課し、取締役会は内部通報制度の運用状況を監視しています。常勤監査役は監査役監査の他に取締役会及び社内の重要な会議に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,539,617	流 動 負 債	4,283,607
現金及び預金	706,869	支払手形	924,953
受取手形	464,090	買掛金	550,703
売掛金	911,991	短期借入金	1,950,000
営業未収金	523,232	1年内返済予定の長期借入金	346,228
製品	745,323	リース債務	24,395
仕掛品	369,874	未払金	109,565
原材料及び貯蔵品	641,488	未払費用	190,716
前払費用	8,704	未払法人税等	107,994
繰延税金資産	28,732	前受金	6,501
未収金	136,760	預り金	9,559
その他	5,507	賞与引当金	30,960
貸倒引当金	△2,959	役員賞与引当金	32,030
固 定 資 産	4,900,880	固 定 負 債	1,766,812
有 形 固 定 資 産	4,712,173	長期借入金	1,453,116
建築物	275,172	長期預り金	1,941
構築物	32,926	リース債務	62,371
機械及び装置	199,791	退職給付引当金	124,867
貸与資産	937,596	長期未払金	98,464
車両運搬具	407	資産除去債務	26,051
工具、器具及び備品	7,034	負 債 合 計	6,050,420
土地	3,177,361	純 資 産 の 部	
リース資産	81,881	株 主 資 本	3,382,559
無 形 固 定 資 産	10,721	資本金	275,500
ソフトウェア	7,026	資本剰余金	526,043
ソフトウェア仮勘定	2,330	資本準備金	526,043
電話加入権	1,365	利益剰余金	2,605,932
投資その他の資産	177,986	その他利益剰余金	2,605,932
投資有価証券	31,688	繰越利益剰余金	2,605,932
長期前払費用	324	自 己 株 式	△24,916
繰延税金資産	39,297	評価・換算差額等	7,518
差入保証金	57,233	その他有価証券評価差額金	7,518
その他	53,274	純 資 産 合 計	3,390,077
貸倒引当金	△3,832	負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,440,498
資 産 合 計	9,440,498		

(注) 金額表示は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		
製 品 売 上 高	5,132,495	
商 品 売 上 高	669,722	
賃 貸 収 入	2,766,212	8,568,429
売 上 原 価		
製 品 売 上 原 価	4,410,773	
商 品 売 上 原 価	580,593	
賃 貸 原 価	2,026,646	7,018,013
売 上 総 利 益		1,550,416
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,044,385
営 業 利 益		506,030
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,442	
受 取 地 代 家 賃	4,658	
受 取 補 償 金	6,400	
そ の 他	3,798	16,300
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	25,155	
支 払 補 償 金	13,302	
そ の 他	4,512	42,970
経 常 利 益		479,360
特 別 損 失		
臨 時 損 失	35,000	35,000
税 引 前 当 期 純 利 益		444,360
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	163,244	
法 人 税 等 調 整 額	△3,557	159,687
当 期 純 利 益		284,672

(注) 金額表示は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合計
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	275,500	526,043	526,043	2,372,397	2,372,397	△23,055	3,150,885
当 期 変 動 額							
剰余金の配当				△51,138	△51,138		△51,138
当 期 純 利 益				284,672	284,672		284,672
自己株式の取得						△1,861	△1,861
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	—	—	—	233,534	233,534	△1,861	231,673
当 期 末 残 高	275,500	526,043	526,043	2,605,932	2,605,932	△24,916	3,382,559

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	17,343	17,343	3,168,229
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△51,138
当 期 純 利 益			284,672
自己株式の取得			△1,861
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△9,824	△9,824	△9,824
当期変動額合計	△9,824	△9,824	221,848
当 期 末 残 高	7,518	7,518	3,390,077

(注) 金額表示は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ

時価法を採用しております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品、原材料、貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)によっております。

(4) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法によっております。

但し、平成10年4月以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3年～34年

構 築 物 7年～30年

機械及び装置 2年～15年

貸与資産 5年

無形固定資産

(リース資産を除く)

リース資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、原則として残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、残価保証がある場合は、これを残存価額としております。

なお、平成20年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支払に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員の賞与の支払に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法	
ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。
ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・借入金利息
ヘッジ方針	金利スワップを借入金等の支払利息の軽減または金利変動リスクヘッジ目的で行うこととしており、投機目的のためには利用しない方針としております。
ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計を比較して有効性の判定を行っております。ただし、金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。
(7) 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	13,106,506千円
(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
1. 金融機関借入金につき担保に供している資産	
建物	201,919千円
土地	2,612,839千円
計	2,814,758千円
2. 仕入債務の担保に供している資産	
製品	510,756千円
貸与資産	630,161千円
計	1,140,918千円
3. 担保に係る債務	
買掛金	66,384千円
長期借入金（1年内返済予定を含む）	771,428千円
計	837,812千円
(3) 手形債権流動化による受取手形の譲渡高及び支払留保額	
受取手形の譲渡高	564,315千円
支払留保額	127,133千円
(注) 支払留保額は、手形債権流動化による受取手形の譲渡高のうち遡及義務として支払留保されているものであります。	
(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	96,551千円
短期金銭債務	56,684千円
(5) 取締役・監査役に対する長期金銭債務	98,464千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
関係会社に対する売上高	1,114,335千円
関係会社からの仕入高	823,530千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	20,687,400	—	—	20,687,400

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	232,180	12,681	—	244,861

(注) 当事業年度の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

1. 配当金支払額

平成27年6月24日開催の第64回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 51,138千円
- ・ 1株当たり配当金額 2円50銭
- ・ 基準日 平成27年3月31日
- ・ 効力発生日 平成27年6月25日

2. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年6月24日開催の第65回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 51,106千円
- ・ 1株当たり配当金額 2円50銭
- ・ 基準日 平成28年3月31日
- ・ 効力発生日 平成28年6月27日

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

棚卸資産評価損	28,519千円
賞与引当金	9,554千円
支払補償金	4,567千円
未払事業税等	7,136千円
その他	2,621千円
繰延税金資産小計	52,399千円
評価性引当額	△23,666千円
繰延税金資産(流動)の総額	28,732千円

繰延税金資産（固定）

退職給付引当金	38,234千円
長期未払金	30,149千円
資産除去債務	9,084千円
その他	6,352千円
繰延税金資産小計	83,821千円
評価性引当額	△41,208千円
繰延税金資産(固定)の総額	42,613千円

繰延税金負債（固定）

その他有価証券評価差額金	3,315千円
繰延税金負債(固定)の総額	3,315千円
繰延税金資産(固定)の純額	39,297千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は4,292千円減少し、法人税等調整額は4,479千円、その他有価証券評価差額金は186千円、それぞれ増加しております。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース

①リース資産の内容

有形固定資産

仮設機材事業における生産設備（工具、器具及び備品及び機械及び装置）であります。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)「固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	期末残高相当額
機 械 及 び 装 置	11,458千円	10,291千円	1,167千円
合 計	11,458千円	10,291千円	1,167千円

なお、取得価額相当額が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	1,167千円
合計	1,167千円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	1,273千円
減価償却費相当額	1,273千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金等に係る顧客の信用リスクは、信用程度規程に沿ってリスク低減を図っております。

借入金の使途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であります。長期借入金のなかには変動金利のものがあり、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部はデリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 現金及び預金	706,869	706,869	—
(2) 受取手形	464,090	464,090	—
(3) 売掛金	911,991	911,991	—
(4) 営業未収入金	523,232	523,232	—
(5) 支払手形	(924,953)	(924,953)	—
(6) 買掛金	(550,703)	(550,703)	—
(7) 短期借入金	(1,950,000)	(1,950,000)	—
(8) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	(1,799,344)	(1,815,859)	16,515

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 支払手形、(6) 買掛金、(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金(1年内返済予定を含む)

長期借入金(1年内返済予定を含む)の時価については、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は借入実行後大きく変動していないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率を割り引いて算定する方法によっております。

変動金利による長期借入金の一部については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
その他の 関係会社	アルイン コ株式会 社	大阪府 高槻市	6,361	仮設機材 の開発・販 売 仮設足場 の総合レ ンタルサ ービス	直接 33.6%	2名	当社製 品の販 売、賃 貸及び 同社製 品の購 入、賃 借を行 っている。	仮設機材 の販売	1,091,020	受取手 形	32,624
								仮設機材 の賃貸	23,314	売掛金	62,107
								仮設機材 の仕入	790,734	営業未 収入金	1,820
								仮設機材 の賃借	32,795	買掛金	56,276
										未払費 用	408

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (1) 仮設機材の販売・賃貸及び仕入・賃借について、その都度価格交渉の上、一般的取引と同様に決定しております。
- (2) 取引金額は消費税等抜きで債権・債務の期末残高は消費税等込みの金額であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	165円83銭
1株当たり当期純利益	13円92銭

※1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	284,672千円
普通株主に帰属しない金額	一千円
普通株式に係る当期純利益	284,672千円
普通株式の期中平均株式数	20,446,531株

普通株式の期中平均株式数は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除して算出しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

当該事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

中央ビルト工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加藤克彦	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菊地徹	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中央ビルト工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重要な事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月19日

中央ビルト工業株式会社 監査役会

監 査 役（常勤）	岡	田	一	馬	Ⓜ
監 査 役	岡	本	政	明	Ⓜ
監 査 役	折	本	高	幸	Ⓜ

(注) 監査役岡本政明及び折本高幸は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、業績、当社を取り巻く経営環境、今後の事業展開、安定配当の維持等総合的に勘案し行うこととしております。

当期の配当は、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、以下の通り実施させていただきたく存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金2円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は51,106,348円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) コーポレート・ガバナンスの一層の強化の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 経営体制の一層の強化と充実を図るため、変更案第19条について、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数を増員するものであります。
- (3) 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、変更案第29条を新設するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 単元未満株式を所有する株主の利便性向上を目的として、単元未満株式の買増制度導入するため、変更案第10条を新設し、現行定款第9条の一部を変更するものであります。
- (5) 株主名簿管理人を変更した場合、適時開示、ホームページへの掲載等で対応可能であり、法定公告ではないことから、変更案第11条について、公告する旨の規定を削除するものであります。
- (6) 条文の新設・削除に伴い、条数の整備を行うとともに、その他所要の変更のほか、一部字句の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって効力を生じるものであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(第1章総則)	(第1章総則)
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 金属製品の製造、販売及び賃貸 (2) 電機機器の製造、販売及び賃貸 (3) 建設用鉄骨部材の製造及び販売 (4) 土木建築の設計、施工及びその請負 (5) 土地の造成、不動産の売買交換賃貸借、これらの代理及び媒介 (6) 倉庫業 (7) 前各号に関連する一切の事業	(1) 金属製品の製造、販売および賃貸 (2) 電機機器の製造、販売および賃貸 (3) 建設用鉄骨部材の製造および販売 (4) 土木建築の設計、施工およびその請負 (5) 土地の造成、不動産の売買交換賃貸借、これらの代理および媒介 (6) (現行どおり) (7) (現行どおり)
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人</p>	<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u></p>
<p>第5条 (条文省略) (第2章株式)</p>	<p>第5条 (現行どおり) (第2章株式)</p>
<p>第6条～第8条 (条文省略)</p>	<p>第6条～第8条 (現行どおり)</p>
<p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. (条文省略) 2. (条文省略) 3. (条文省略) (新設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. <u>次条に定める請求をする権利</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(単元未満株式の買増し) 第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。</p>
<p>(株主名簿管理人) 第10条 1. (条文省略) 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。 3. (条文省略)</p>	<p>(株主名簿管理人) 第11条 1. (現行どおり) 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定める。 3. (現行どおり)</p>
<p>(株式取扱規則) 第11条 (条文省略) (第3章株主総会)</p>	<p>(株式取扱規則) 第12条 (現行どおり) (第3章株主総会)</p>
<p>(招集) 第12条～第17条 (条文省略) (第4章取締役および取締役会)</p>	<p>(招集) 第13条～第18条 (現行どおり) (第4章取締役および取締役会)</p>
<p>(員数) 第18条 当社の取締役は<u>9名以内</u>とする。 (新設)</p>	<p>(員数) 第19条 1. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は<u>10名以内</u>とする。 2. 当社の監査等委員である取締役は<u>5名以内</u>とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第19条 1. 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第20条 1. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>会社法第329条第3項の規定により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>5. <u>会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第21条 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第21条 (条文省略)</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p>
<p>第22条 (条文省略)</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(重要な業務執行の決定の委任)
第24条 (条文省略)	第25条 取締役会は会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第25条 (条文省略)	第26条 (現行どおり)
(報酬等)	(報酬等)
第26条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	第28条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
(新設)	(責任限定契約)
<u>(第5章監査役および監査役会)</u>	第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等を除く。)との間で、同法第423条第1項の責任を、法令に定める要件に該当する場合に、法令が定める額を限度とする契約を締結することができる。
(員数)	
第27条 当会社の監査役は、5名以内とする。	(削除)
(選任)	
第28条 1. 監査役は、株主総会において選任する。	(削除)
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(任期)	
第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(削除)
(常勤の監査役)	
第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集通知)	
第31条 1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 監査役全員の同意があるときは、 招集の手続きを経ないで監査役会 を開催することができる。</p>	(削除)
(監査役会規則)	
<p>第32条 監査役会に関する事項は、法令または 本定款のほか、監査役会において定め る監査役会規則による。</p>	(削除)
(報酬)	
<p>第33条 監査役の報酬、賞与その他職務執行の 対価として当会社から受ける財産上の 利益は、株主総会の決議によって定め る。</p>	(削除)
(新設)	(第5章監査等委員会)
(新設)	(監査等委員会の招集通知)
(新設)	<p>第30条 1. 監査等委員会の招集通知は、会日 の3日前までに各監査等委員に対 して発する。ただし、緊急の必要 があるときは、この期間を短縮す ることができる。</p>
(新設)	<p>2. 監査等委員の全員の同意がある ときは、招集の手続きを経ないで監 査等委員会を開催することができ る。</p>
(新設)	(監査等委員会の決議方法)
(新設)	<p>第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わる ことができる監査等委員の過半数が 出席し、出席した監査等委員の過半数を もって行う。</p>
(新設)	(監査等委員会規程)
(新設)	<p>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令ま たは本定款ほか、監査等委員会におい て定める監査等委員会規程による。</p>
(第6章計算)	(第6章計算)
<p>第34条～第36条 (条文省略)</p>	<p>第33条～第35条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、当社の機関設計が監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行し、また、それに伴い取締役7名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	にしもと やすひで 西本 安秀 (昭和15年10月10日生)	昭和39年4月 三井物産株式会社入社 昭和55年10月 米国三井物産株式会社 ニューヨーク鉄鋼第二部 部長代理 平成5年6月 三井物産株式会社鉄鋼国内本 部業務推進室長 平成6年5月 同社新潟支店長 平成9年7月 同社理事 平成11年10月 富士鉄鋼資材株式会社 代表取締役社長 平成16年8月 当社代表取締役社長 平成26年6月 当社代表取締役会長兼CEO (現任)	117,000株
2	あびこ らいた 安孫子 雷太 (昭和27年3月25日生)	昭和48年4月 当社入社 平成15年8月 営業本部中部支店長 平成17年4月 企画本部企画業務部長 平成19年6月 取締役企画本部長兼鉄構事業 本部長 平成22年2月 取締役製造本部長兼鉄構事業 本部長兼企画本部長 平成22年6月 取締役鉄構営業本部長兼企画 本部長 平成24年4月 取締役鉄構開発本部長 平成25年6月 常務取締役開発営業本部長 平成26年6月 代表取締役社長兼COO 兼開発営業本部長 平成27年4月 代表取締役社長兼COO 兼金属加工事業本部長 (現任)	54,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
3	はやし しげお 林 茂雄 (昭和32年11月30日生)	昭和56年4月 当社入社 平成17年4月 営業三部長兼機材営業本部 営業総括部長 平成20年4月 東日本機材営業本部東京支店 長兼技術本部技術部長 平成24年4月 技術・製造本部副本部長兼技 術部長 平成24年6月 取締役技術・製造本部副本部 長兼技術部長 平成25年6月 取締役技術・製造本部長兼企 画本部長 平成27年4月 取締役製造本部長 (現任)	11,000株
4	しょうの ゆたか 庄野 豊 (昭和40年7月19日生)	平成3年3月 当社入社 平成21年5月 機材営業本部東京支店 営業二部長 平成24年7月 機材営業本部東京支店長 兼営業二部長 平成25年4月 参与兼機材営業副本部長 兼東京支店長 平成25年6月 取締役機材営業本部長 平成27年4月 取締役機材営業本部長 兼東京支店長 (現任)	9,000株
5	さいとう けん 齋藤 健 (昭和40年4月10日生)	平成17年4月 当社入社 平成21年5月 機材営業本部東京支店 営業一部長 平成25年4月 執行役員機材営業本部東京支 店営業部長 平成25年6月 執行役員機材営業本部副本部 長兼東京支店長 平成26年6月 取締役機材営業副本部長 兼東京支店長 平成27年4月 取締役技術商品開発本部長 (現任)	7,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
6	かわかみ よしひろ 川上 義広 (昭和34年9月12日生)	昭和58年4月 株式会社近畿大阪銀行入行 (旧株式会社近畿相互銀行) 平成15年8月 同行石橋支店長 以降 同行支店長を歴任 平成26年4月 アルインコ株式会社に出向 総務部部長補佐 平成26年9月 同社 入社 総務部副部長(現任) 平成27年6月 当社社外取締役(現任)	一株
7	じつの げん 実野 現 (昭和52年6月15日生)	平成18年12月 弁護士登録(第一東京弁護士 会)登録番号34910 平成20年4月 日弁連接見交通権確立委員会 委員(現任) 平成24年11月 実野現法律事務所開設 平成25年4月 第一東京弁護士会刑事弁護委 員会副委員長(現任) 平成26年4月 東京三弁護士会災害対策委員 会委員 平成27年6月 当社社外取締役(現任)	一株

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 川上義広氏、及び実野現氏は、社外取締役候補者であります。
3. 川上義広氏は、金融機関及び仮設機材メーカーにおける豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の経営に活かしていただくことを期待しております。
4. 実野現氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門知識・経験等を当社の経営に活かしていただくことを期待しております。
5. 川上義広氏、及び実野現氏は、現に当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
6. 川上義広氏は、現に特定関係事業者であるアルインコ株式会社の業務執行者であり、使用人としての給与等を受けております。
7. 川上義広氏、及び実野現氏が取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任された場合、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されることを条件として、当社は同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
8. 当社は実野現氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、当社の機関設計が監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行し、また、それに伴い監査役3名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	おかだ かずま 岡田 一馬 (昭和21年7月19日生) ※	昭和45年4月 当社入社 昭和60年4月 大阪支店総務部課長 平成14年10月 管理本部総務部長 平成17年6月 取締役管理本部長 平成19年6月 常勤監査役(現任)	80,000株
2	おかもと まさあき 岡本 政明 (昭和19年5月23日生) ※	昭和62年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会)登録番号20148 平成11年4月 日弁連人権擁護委員会委員 平成16年5月 東京三会法律相談連絡協議会議長 平成18年11月 災害復興まちづくり支援機構代表委員 平成20年6月 当社監査役(現任)	10,000株
3	きしだ ひでお 岸田 英雄 (昭和24年3月5日生) ※	昭和48年4月 サンロック工業株式会社入社 昭和52年4月 アルインコ株式会社入社 平成12年10月 同社経理部長 平成13年6月 同社取締役 平成19年6月 同社常務取締役 平成23年3月 同社常務取締役管理本部長 平成23年10月 同社常務取締役管理本部長兼施工安全管理室担当(現任)	—

- (注) 1. ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
 2. 監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 岡本政明氏及び岸田英雄氏は社外の監査等委員である取締役候補者であります。
 4. 岡本政明氏は直接企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士の資格を持ち、法令順守状況など内部監査について高度な法律面からのアドバイスを期待しております。
 5. 岸田英雄氏は仮設機材メーカーにおける豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の経営と監査体制の強化に活かしていただくことを期待しております。

6. 岸田英雄氏は、現に特定関係事業者であるアルインコ株式会社の常務取締役であります。なお、平成28年6月17日開催のアルインコ株式会社定時株主総会にて、同社の常勤監査等委員である取締役に就任予定であります。
7. 岡田一馬氏、岡本政明氏及び岸田英雄氏が監査等委員である取締役に選任された場合、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されることを条件として、当社は同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
8. 岡本政明氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が可決され、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
9. 平成26年6月20日開催の第63回定時株主総会において退職慰労金の打切り支給が決議され、岡田一馬氏については監査役退任時に支給としておりましたが、本議案が承認され、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、その支給時期を監査等委員である取締役退任時といたします。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次の通りであり、林茂雄氏は監査等委員である取締役候補者岡田一馬氏の補欠としての候補者、岡本直也氏は監査等委員である取締役候補者岡本政明氏及び岸田英雄氏の補欠としての社外の監査等委員である取締役候補者であります。本議案につきましては第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が承認可決されることを条件としております。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことが出来るものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
補欠の監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	はやし しげ お 林 茂 雄 (昭和32年11月30日生)	昭和56年4月 当社入社 平成17年4月 営業三部長兼機材営業本部 営業総括部長 平成20年4月 東日本機材営業本部東京支店 長兼技術本部技術部長 平成24年4月 技術・製造本部副本部長兼技 術部長 平成24年6月 取締役技術・製造本部副本部 長兼技術部長 平成25年6月 取締役技術・製造本部長兼企 画本部長 平成27年4月 取締役製造本部長（現任）	11,000株
2	おか もと なお や 岡 本 直 也 (昭和55年11月3日生)	平成22年8月 弁護士登録（第一東京弁護士 会）登録番号42029 平成22年8月 岡本政明法律事務所入所 （現任）	一株

- (注) 1. 各補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岡本直也氏は、補欠の社外の監査等委員である取締役候補者であります。
3. 岡本直也氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただくことを期待しております。
4. 岡本直也氏が監査等委員である取締役に就任する場合、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されることを条件として、当社は同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬は平成20年6月27日開催の第57回定時株主総会において年額120百万円以内（うち社外取締役分12百万円以内）と決議いただいておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、第2号議案が原案通り承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数の上限が現在の取締役の員数の上限9名から10名に増員されることを考慮いたしまして、その報酬額を年額150百万円以内（うち社外取締役分15百万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案通り承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は引き続き7名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内とさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」、及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

《メ 毛》

株主総会会場のご案内

(会場)

東京都中央区日本橋富沢町11番12号
サンライズビル 3階コンベンションホール



- <最寄駅> 都営新宿線 馬喰横山駅 A3出口から徒歩3分
東京メトロ日比谷線 人形町駅 A4出口から徒歩5分
JR総武快速線 馬喰町駅 A3出口から徒歩3分